

# 石狩市森林整備計画

## 変更（案）

計画期間

自平成 25 年 4 月 1 日

至平成 35 年 3 月 31 日

(平成 26 年 月 日変更)

石狩市

## 計画の変更理由と始期

### 1 変更理由

石狩空知地域森林計画の変更に伴い、石狩市森林整備計画を変更するもの  
森林経営計画制度の改正に伴い、将来にわたって持続可能な森林経営が行われる区域を設定するもの

### 2 変更始期

平成26年4月1日



## 変更前

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (2) 森林施業の方法

《略》

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ	一般材生産・34cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・36cm	中庸仕立て	55年

## 変更後

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (2) 森林施業の方法

《略》

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・34cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・36cm	中庸仕立て	55年

## 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市では、平成22年度に施業の集約化による共同施業の促進を目的に石狩市森林管理進協議会を設置し、適正な森林資源の管理体制を構築しました。この協議会を核として、森林所有者間の合意形成に向けた戸別訪問及び林業懇談会を開催し、森林施業の共同化の促進を図ることとします。

## 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市では、平成22年度に施業の集約化による共同施業の促進を目的に石狩市森林管理進協議会を設置し、適正な森林資源の管理体制を構築しました。この協議会を核として、同一区域内の認定請求者間では相互に連携、協力することにより、森林施業の共同化の促進を図ることとします。

変更前

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本市森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

《略》

変更後

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本市森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

また、効率的な森林施業や路網整備を進めることにより、将来にわたって持続可能な森林経営が行われる区域として次のとおり定めます。

区域名	林班	区域面積 (ha)
石狩第2	0005~0013	542.05
厚田第1	1002~1018	1,107.56
厚田第3	1034~1051	1,374.18
厚田第5	1055~1058・1065	309.19
浜益第1	2005~2022	1,691.66

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

《略》

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

《略》

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	100年以上
	トドマツ	80年以上
	カラマツ	60年以上
	その他針葉樹	70年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ (天然林を含む)	50年以上
	その他広葉樹	70年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	100年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	130年以上

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

《略》

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	100年以上
	トドマツ	80年以上
	カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	60年以上
	その他針葉樹	70年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ (天然林を含む)	50年以上
	その他広葉樹	70年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	100年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	130年以上